3　情報教育振興室に、室長並びに情報教育調査官一人及び教科調査官二人を置く。
4　教科調査官は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
5　情報教育調査官は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における情報教育に関する専門的事項（教育課程に関するものを除く。）についての調査、指導及び助言（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。
6　教科調査官は、命を受けて、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における情報教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。
7～11　［略］
［項を削る。］

［項を加える。］
［項を加える。］
［項を加える。］
［項を加える。］

2～6　［略］
7　国際理解教育専門官は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における国際理解教育に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。
8　海外子女教育専門官は、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。
9　外国人児童生徒教育専門官は、本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（日本語指導調査官の所掌に属するものを除く。）に当たる。
10　日本語指導調査官は、海外から帰国した児童及び生徒並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒に対する日本語の指導に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

［項を削る。］

（企画官、健康教育調査官、食育調査官、学校放射線対策専門官、学校保健対策専門官及び学校給食調査官）
第三十一条　健康教育・食育課に、企画官一人、健康教育調査官二人並びに食育調査官、学校放射線対策専門官、学校保健対策専門官及び学校給食調査官それぞれ一人を置く。

2～6　［略］
［項を削る。］

（産業教育振興企画官、産業教育調査官及び教科調査官）
第三十二条　初等中等教育局に、産業教育振興企画官一人、産業教育調査官一人及び教科調査官七人を置く。
2　教科調査官は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
3　産業教育振興企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち産業教育に関する重要事項についての企画及び立案に関するもの（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）を助ける。
4　産業教育調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち産業教育に関する専門的事項（教育課程に関するものを除く。）についての調査、指導及び助言に関するもの（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）を助ける。
5　教科調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち産業教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言に関するもの（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）を助ける。

［条を削る。］

2～6　［略］
7　安全教育調査官は、学校における安全教育の充実、安全管理の徹底その他の学校安全の推進に関する調査、指導及び助言に当たる。
8　防災教育専門官は、学校における防災教育に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。
9　［略］

［条を加える。］

（教員免許企画室並びに教員育成指標専門官及び教員人材確保専門官）
第三十二条　教職員課に、教員免許企画室並びに教員育成指標専門官及び教員人材確保専門官それぞれ一人を置く。
2　教員免許企画室は、教育職員の免許に関する事務をつかさどる。
3　教員免許企画室に、室長並びに教員養成カリキュラム開発専門官及び更新講習開発普及専門官それぞれ一人を置く。